

憲法かえずに政治をかえよう！

# かけはし

社会福祉法人山形虹の会  
山形虹の会と福祉を良くする友の会

山形県鶴岡市民田字代家田100-1  
TEL 0235-25-1131 FAX 0235-25-0810

介護老人保健施設かけはし 内

## 節分行事

### 老健かけはし一般棟 節分行事

老健かけはし2階では、2月5日に節分行事を行いました。  
参加した利用者の方は、お手玉を持ち大きな鬼のお面に向かって、「鬼は外！福は内！」と声を出しながら、力いっぱい投げている姿が見られました。立ち上がって投げようとする方や遠慮して優しく投げる方もおり、思い思いに節分行事を楽しみました。周囲で見学していた方も、豆まきをする方に合わせ一緒に声を出したりしながら参加されていました。  
豆まきの様な昔からある日本の伝統的な行事を今後も企画し、利用者の方々に季節を感じながら過ごしていただきたいと思っています。

介護老人保健施設かけはし 一般棟 鈴木 恵美子



### グループホームかけはし南館 節分行事

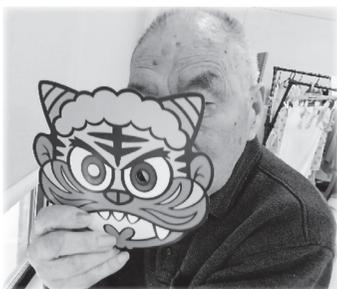
2月3日、『豆まきをしよう！』と題して、1番地は午前、2番地は午後  
にそれぞれのユニットで節分行事を行いました。

鬼の面に向かってボールを投げて、鬼の面の下に設置した箱に何球入るかを競うゲームを行いました。力強く投げる方や優しくボールを置く方、「もっと投げられたのに。」と悔しいようにされている方など、思い思いに節分行事を楽しまれました。「がんばれ〜！」と手を叩いて応援される方もいて、入居者様同士の交流を図ることができました。

昼食は、ちらしずしと鱈汁を召し上がり、冬ならではの料理も堪能できたのではないかと思います。おやつも恵方巻にちなんで、みなさんでロールケーキを食べ「ケーキがおいしくて最高だった。」と話されていました。

今後も、季節に合わせた行事を計画し、入居者様・職員とも楽しめる時間を共有していきたいと思  
います。

グループホームかけはし南館 管理者 柴田 優子



### 特養かけはし、ショートステイ2号館 節分行事

2月5日に特養・ショートステイ2号館で節分行事「豆まき」を行いました。

豆まきは、冬から春に季節が変わる節目に1年の無病息災を願い行います。行事を通じて利用者様が季節を感じ、今年1年の健康を願うということを目的に行いました。

今回は特養内の4つの各ユニットを職員が大きな鬼の顔のパネルを持ち、回りました。沢山の利用者様が参加し、「鬼は外！福は内！」と大きな掛け声が飛び交いました。

笑顔で楽しめる方から真剣な表情で行事に取り組まれている方もいました。なかには、豆に見立てた小さなクッションを見て「なんだか、豆食べたくなってきたな〜」と話される方や「鬼がかわいそうで豆なげらいね〜」と様々な利用者様の反応が見られました。

終始賑やかな雰囲気、利用者様だけでなく職員も一緒に楽しんだ節分行事となりました。

特別養護老人ホームかけはし 介護職員 佐藤 知博



## かけ橋

二月八日投票の  
総選挙の結果につ  
いて、法政大学名  
誉教授の「田中優  
子さん」がこんな  
風に語っていまし  
た。

今回の選挙は多くの人が  
「ジェンダーの罫」に引つかかっ  
た選挙だったと。

私もこの言葉の意味を知りた  
くて調べてみると、主に政治や  
組織において、女性やマイノリ  
ティ「少数派」がリーダー的地  
位に着くことで、構造的な性差  
別や権力構造が解消されたかの  
ように見せかける手法と。

つまり多くの国民が、女性で  
ある高市首相は私たちの生活を  
よくしてくれる、自民党でも女  
性首相ならきつと何とかしてく  
れると。

しかし、憲法改憲、非核三原  
則の放棄、軍事費の大幅な増額、  
など戦争できる国へのかじと  
り、台湾有事問題の失言、医療  
費など社会保障費や教育費の削  
減、企業団体献金問題の棚上げ、  
などなど、それによって、私た  
ちの生活は苦しくなる一方で  
す。それとともに大きな問題は  
多くの野党が憲法九条改憲など  
に賛成、大きく右傾化している  
ことです。

私たちは政府の動向や政治情  
勢に目を向け、改憲の動きに対  
し手を携えてこれを阻止しよう  
ではありませんか。

私たちは戦争する国づくりを  
許したわけではありません。

# 相談の窓口から

## 住宅改修と福祉用具貸与

介護保険では、自宅で安全に暮らし続けるための支援として「住宅改修」と「福祉用具貸与」が利用できます。

住宅改修は、手すりの取り付けや段差解消、滑り防止の床材変更など、日常生活の動作を安全に行うための小規模な工事が対象です。要介護・要支援認定を受けていれば原則20万円までが保険の対象となり、1～3割の自己負担で利用できます。

福祉用具貸与は、歩行器・車いす・特殊寝台（介護用ベッド）・手すりなど、日常生活を補助する用具を必要な期間だけ借りられる仕組みで、状態の変化に応じて柔軟に選び直せる点が特徴です。

利用の場面としては、転倒が増えた・浴室での動作が不安・ベッドからの立ち上がりが難しいなど、生活動作に支障が出始めたタイミングが多く、早めの導入が事故防止につながります。

相談方法は、まず担当のケアマネジャーに状況を伝え、必要な用具や改修内容を一緒に検討します。住宅改修は事前申請が必要なため、自己判断で工事を始めないことが重要です。

迷ったらまず相談することで、安心して在宅生活を続けるための最適な支援につながります。

かけはし居宅介護支援事業所 ケアマネジャー 神田 和江



# 第41回全国ジャンボリーin兵庫 参加・報告会について

二〇二五年十一月二十七日～二十九日までの三日間、兵庫県神戸市神戸ポートピアホテルで開催された『第四十一回全国ジャンボリーin兵庫』へ、山形虹の会青年ジャンボリー実行委員長の五十嵐柚衣職員（老健かけはし認知症専門棟／介護福祉士）が参加してきました。

六年ぶりの現地開催ということで、全国から五三〇名の民医連青年職員が集まり、阪神淡路大震災について多くの学びを深めてきました。

二〇二六年一月十四日に行われた法人内での参加報告会には、役員二十二人が参加しました。報告会では、五十嵐職員から「自分が生まれる前の震災ということもあり、テレビの情報や話で聞くこととしかなかったが、実際に現地に行き体



感してみると、見聞きしていたよりずっと恐ろしく痛ましい大災害でとても胸が痛みました。また、復興に向けた民医連の活動を知り、改めて全国の仲間の絆も感じる事が出来ました。震災の記憶を風化させないためにはこういった機会に積極的に参加し、次世代に伝え繋いでいくことが自分たちに出来ることだと思います。」と話がありました。

青年ジャンボリー実行委員会では、若手職員が集い、学びや交流を行いながら育ちあう場として活動を行っています。これからも職員同士が成長し合えるような様々な企画などに参加していきたいと考えております。

青年ジャンボリー  
実行委員会 担当  
相談室長 齋藤 祐佳



# 生き生き健康クラブの紹介

生き生き健康クラブ「たっしや・で・もっしえ」は、月一回第二日曜日に開催し、六十五歳以上の地域の皆様にデイケア室を開放して、交流の場を提供しています。

現在登録は二十名、多くは民田地区の方で、徒歩や自転車でも設かれています。

当日は、九時半を過ぎると参加者の方が集まり始め、コーヒードrinkしたり、血圧測定を行ったり、迷路・点つなぎなどの脳トレに取り組みながら過ごしていただきます。

十時過ぎ、音楽に合わせてラジオ体操を行います。一緒に体をほぐしてから、数名ずつ順番にマシントレーニングに取り組んでいただきます。定期的に参加者の方の体力測定も実施し記録してまいります。



「毎月、楽しみにしている」とお話しされている方も居り、私たち職員も月に一度皆さんにお会いできるのを心待ちにしています。

これからも、地域の皆様と山形虹の会のかけはしとなるよう、生き生き健康クラブ「たっしや・で・もっしえ」を開催していきたいと考えています。お問い合わせや申込みのご希望がありましたら、かけはしデイケアまでご連絡ください。

通所・訪問事業  
介護職員  
田澤 由喜

## 職員募集

### 正職員募集

職種①看護職員 ②介護職員  
③理学療法士 言語聴覚士 管理栄養士

- 勤務時間(例) ①②③8:30～17:00、休憩1時間 9:00～17:30、休憩1時間
- ①②16:30～9:00、仮眠4時間
- 休日 年間122日
- 給与・賞与 法人規定による ※パート等希望の方もご相談ください

※上記の他、日勤のみ、短時間、Wワーク等、様々な働き方のご相談をお受けしております。年齢及び資格は問いません。お気軽にお電話ください。

### グループホームかけはし南館 特別養護老人ホームかけはし 夜勤専門介護職員

- 勤務時間 南館:19:45～7:45、休憩4時間、実働時間8.5時間 特養:20:00～6:00、休憩1時間、実働時間9時間
- 勤務日数 1ヶ月10～11回
- 給与 1回:11,631円～9,994円(深夜割増含む)
- 処遇改善手当 月額:15,000円～8,500円
- 給与目安 月額:131,310円～108,440円
- ボーナス 夏期、年末
- その他 通勤手当及び制服代を支給

問合せ:社会福祉法人山形虹の会 TEL 0235-25-1131 本部 渡部・原田

介護に関する「不安・悩み」は  
**かけはしへ**  
お寄せください。

相談員・ケアマネジャーが  
相談に応じます



0235-25-1131